



# 横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針

(制定) 平成 26 年 3 月

(最終改正) 平成 27 年 3 月

横浜市政策局、都市整備局

# 目 次

<b>I 方針策定の背景と目的</b>	<b>P 1</b>
1 背景	
(1) 地震防災戦略の策定等	
(2) 新たな地震火災対策の必要性	
2 方針の策定	
3 方針の位置づけ（防災計画、地震防災戦略との関係）	
4 密集住宅市街地におけるこれまでの取組（いえ・みち まち改善事業）	
<b>II 方針の基本的な考え方</b>	<b>P 4</b>
1 基本的な考え方	
2 取組の方向性	
3 対象地域	
(1) 対象地域の考え方	
(2) 重点対策地域（不燃化推進地域）	
(3) 対策地域	
<b>III 具体的な施策</b>	<b>P22</b>
1 地震火災対策に係る「地域防災力・消防力向上施策」	
(1) 出火率の低減	
(2) 初期消火力の向上	
(3) 公設消防力の充実・強化	
2 防災まちづくり施策	
(1) 地震火災対策重点路線の整備	
(2) 建築物の不燃化（面的対策）	
(3) 狭あい道路拡幅整備	
(4) 小広場等・防火水槽の整備	
(5) 耐震診断・改修補助	
<b>IV 地震火災対策の更なる推進方策の検討</b>	<b>P29</b>
1 防災上課題のある空家の除却、跡地の活用	
2 耐震改修補助制度と連動した建築物の防火性能の向上	
3 専門家派遣による除却・不燃化建替の促進	
4 「建替困難地域」の建替の誘導	
5 固定資産税、都市計画税の税制優遇による不燃化建替の促進	
6 「町の防災組織」等による「防災まちづくり事業」の促進	
7 新たな消防水利等の促進	
<b>V 推進体制</b>	<b>P31</b>
<b>参考資料</b>	<b>P32</b>
1 横浜市地震被害想定	
(1) 元禄型関東地震による焼失棟数：冬18時、風速6m/s	
(2) 前回の被害想定との比較	
2 横浜市地震防災戦略の減災目標	
3 クラスターの考え方	
4 更新履歴	

# I 方針策定の背景と目的

## 1 背景

### (1) 地震防災戦略の策定等

- ・未曾有の被害をもたらした東日本大震災により、災害の発生を完全に防ぐことが不可能であることが明らかになり、これを受け、地方公共団体は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による被害を想定し、その結果に基づき減災対策の推進に努める旨が国の防災基本計画に規定されました。
- ・本市では、修正された国の防災基本計画を踏まえ、これまでの被害想定を抜本的に見直すとともに、横浜市防災計画「震災対策編」（以下、防災計画という。）を修正し、その想定被害を軽減するための減災目標を設定しました。
- ・その減災目標の達成に向け、必要な対策を効果的かつ効率的に実施していくために、「横浜市地震防災戦略」（以下、地震防災戦略という。）を策定し、平成 25 年 4 月に運用を開始しました。
- ・平成 24 年 10 月に公表した「横浜市地震被害想定」（以下、地震被害想定という。）では、火災による焼失棟数及び死者数がこれまでの想定に比べ激増したことから、地震防災戦略では「火災による被害の軽減」を重点施策の一つとして位置づけています。

### (2) 新たな地震火災対策の必要性

- ・本市では平成 15 年度から、防災上課題のある密集住宅市街地(23 地域 660ha)において、地域住民との協働により、地域の防災性の向上と住環境の改善を図る「いえ・みち まち改善事業」を進めてきました。
- ・しかし、目標年次である平成 34 年度までに減災目標を達成するには、住民協働型の防災まちづくり手法による対策だけでは、限界があります。
- ・また、地震被害想定では、「いえ・みち まち改善事業」の対象地域以外でも延焼の危険性が高い地域が広く存在することが分かりました。
- ・今後の地震火災対策には、これまでの対策に加え、新たな方策を含めた幅広い検討が必要となることから、平成 25 年 4 月に、地震防災戦略を着実に推進させるための「地震防災戦略推進プロジェクト」のもとに、「木造住宅密集市街地被害軽減部会」（以下、木密部会という。）を設置し、新たな地震火災対策について検討を進めてきました。

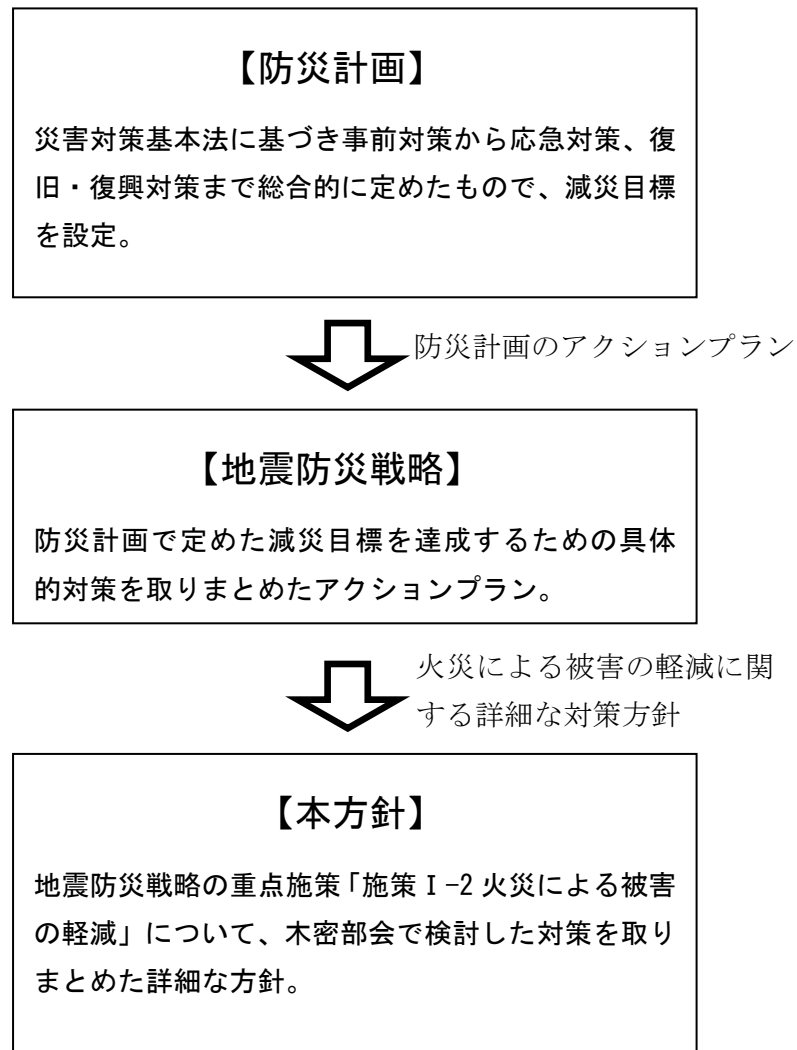
## 2 方針の策定

- ・これまで、木密部会で検討を進めてきた「新たな地震火災対策」について、全庁レベルで目標を共有化し、取組を横断的かつ継続的に進めるため、その対策の指針となる「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」（以下、本方針という。）を策定します。

### 3 方針の位置づけ(防災計画、地震防災戦略との関係)

- ・本方針は、防災計画のアクションプランである地震防災戦略における重点施策「施策 I - 2 火災による被害の軽減」に関する詳細な対策方針です。
- ・本方針の各施策の目標値は、原則、地震防災戦略で定められたものとします。ただし、地震防災戦略の見直しまでの間は、本方針で定めたものに準ずることとします。
- ・本方針は、地震防災戦略の見直しに合わせ新たな知見を入れる等、必要に応じて修正します。

図表 1 地震火災対策方針の位置づけ



#### 4 密集住宅市街地におけるこれまでの取組（いえ・みち まち改善事業）

- ・本市では、平成15年度から、防災上課題のある密集住宅市街地(23地域、660ha)において、地域住民との協働により、地域の防災性の向上と住環境の改善を図る「いえ・みち まち改善事業」を進めてきました。
- ・地域住民によるまちづくり協議会の組織化や、防災まちづくり計画の策定等に向けた勉強会への支援の結果、13地区でまちづくり協議会が設立し、このうち12地区で、防災まちづくり計画が策定されました。
- ・また、11地区で、国の補助制度である「住宅市街地総合整備事業」（以下、住市総という。）を導入し、狭あい道路拡幅整備、広場・公園整備、老朽建築物の建替・除却促進等の防災まちづくりを実施するなど、一定の成果を上げてきました。

図表2 いえ・みち まち改善事業の対象地域の状況（平成27年2月現在）

区	地域・面積		地区・面積		勉強会 開始	協議会 設立	計画 策定
	名称	面積 (ha)	名称	面積 (ha)			
鶴見	市場西中町	6.1	市場西中町	6.1	H15.11	H16.11	H19.7
	下末吉四丁目	9.1			H15.12		
	潮田・本町通	53.1	潮田・本町通	20.0	—	H9.6	H12.1
			下野谷町	9.0	H25.8	H26.9	H27.2
	生麦四・五丁目	25.0					
神奈川	子安通・浦島	7.4	浦島町	1.1	H15.12	H17.12	H21.9
	白幡仲町・七島町	28.3					
	斎藤分町	21.9					
	六角橋一・二丁目	23.3	六角橋商店街	1.6	H24.2		
西	西戸部町・東久保町	90.9	西戸部町	18.2	H16.7	H18.6	H20.7
			東久保町	20.4	H15.12	H17.7	H19.12
保土ヶ谷	峰岡町2丁目	22.3					
南	中村	45.2	唐沢・平楽・八幡町	40.2	H15.7	H15.8	H16.2
			中村町5丁目	3.2	—	H15.8	H16.1
	堀ノ内町2丁目	11.8					
	庚台・清水ヶ丘・三春台・伏見町	58.7	三春台	22.7	H16.7	H20.11	H22.2
	井土ヶ谷上町	7.5	井土ヶ谷上町	15.1	H26.4		
	大岡三丁目	21.6					
中	山元町・柏葉	27.3					
	北方町	8.0	北方町	7.9	H24.6	H25.6	H26.1
	本郷町3丁目	16.1	本郷町3丁目	17.4	H17.3	H18.11	H20.3
磯子	下町	7.5					
	上町	7.7					
	滝頭・磯子	52.9	滝頭・磯子	38.9	H15.10	H17.6	H19.6
金沢	寺前一丁目・町屋町・谷津町	94.9	金沢南部	47.6	H15.10	H20.8	H22.9
			金沢	51.5	H24.5	H25.9	
	六浦四丁目	13.4					
合計		660.0		320.9			

## Ⅱ 方針の基本的な考え方

### 1 基本的な考え方

- ・地震防災戦略における重点施策である「火災による被害の軽減」に向けた取組として、「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」を実現するために、対象地域を絞り込んだうえで、火災に強い都市空間の形成に資する「防災まちづくり施策」と、出火率の低減や初期消火力の向上等の「地域防災力・消防力向上施策」との両輪で地震火災対策を進めます。

### 2 取組の方向性

- ・自助・共助・公助のそれぞれの役割を理解し、各取組を有機的に連動させることで、全市域において、減災・防災力の底上げを図ります。
- ・さらに、地震による火災の危険性が高い地域においては、次の取組の強化を徹底します。

#### ◆出火防止と初期消火力の向上

地震による火災の危険性が高い地域においては出火防止や初期消火力の向上につながる取組を推進します。

#### ◆延焼遮断帯の形成

延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路については、交通ネットワーク機能に加えて、延焼遮断機能の観点から整備を進める必要があることを本方針において明確にし、「燃え広がらないまち」の実現を図ります。

#### ◆まちな燃化の推進

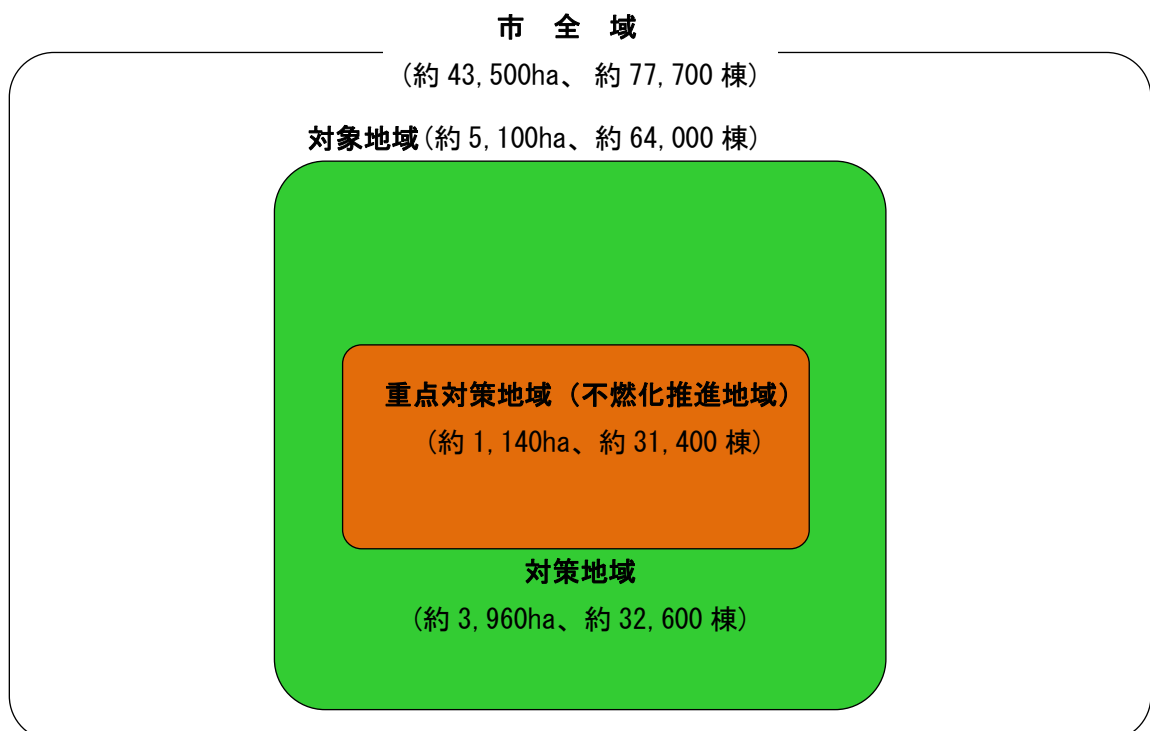
建築物への規制誘導手法の導入により、まちな燃化を着実かつ迅速に推進することで、「燃えにくいまち」の早期の実現を図ります。

### 3 対象地域

#### (1) 対象地域の考え方

- ・地震被害想定による火災被害は、全市域のうち、特定の地域に集中して被害が生じるという結果となっています。
- ・そこで、施策の重点化を図るため、地震被害想定による焼失棟数の50mメッシュの分布等から、概ね、全市域の焼失棟数の8割が含まれる町丁目を対象地域として絞り込みます。  
(焼失棟数5棟以上/50mメッシュを含む町丁目に相当)
- ・対象地域のうち、特に重点化が必要な地域を「重点対策地域(不燃化推進地域)」、それ以外を「対策地域」として区分し、本方針では、「重点対策地域(不燃化推進地域)」及び「対策地域」は町丁目単位での抽出とします。
- ・重点対策地域(不燃化推進地域)の詳細な区域については、今後、まちの不燃化の推進に向けた建築物への規制誘導手法の導入に伴い実施する区域等のパブリックコメント等の所定の手続きを経て確定します。
  - ※ 規制誘導手法は、規制の対象地域と内容に関するパブリックコメント(平成26年7月から9月まで実施)等を経て平成26年12月に制定した「横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例」に基づき平成27年7月1日に導入します。  
重点対策地域(不燃化推進地域)の詳細な区域は、当条例の規定に基づき平成27年1月に実施した不燃化推進地域の指定案の縦覧及び意見書の受付等の手続きを経て、平成27年2月に確定した合計約1,140ヘクタールとします。
- ・対象地域は、地震防災戦略の見直し等に合わせて、町丁目毎に各施策の進捗状況等を検証し、必要に応じて、追加する場合等があります。

図表3 対象地域の考え方(面積、焼失棟数)



## (2) 重点対策地域（不燃化推進地域）

### ア 施策

- ・「延焼の危険性が特に高い地域」として、地震火災対策に係る「地域防災力・消防力向上施策」と、建築物の不燃化等の「防災まちづくり施策」を推進

### イ 定義

- ・「火災危険度」のランク 4 以上の町丁目の一部の区域  
(区域設定の考え方は次頁以降に記載。)

### ウ 対象

- ・神奈川、西、中、南、磯子の各区の一部  
(各区における該当町丁目は、図表 8～11 及び 13 を参照)



## 重点対策地域（不燃化推進地域）の区域設定の考え方

「重点対策地域（不燃化推進地域）」の区域は、下記の手順で設定しました。

- 1 町丁目ごとの「単位面積あたりの焼失棟数」から、市内の全町丁目について5段階の「火災危険度」のランクに分ける。
- 2 「火災危険度」のランクが4以上の町丁目を中心に、「一体的な延焼範囲」（以下、クラスターという。）を勘案して区域を設定する。

### 1 「火災危険度」のランク分け

- ① 「重点対策地域（不燃化推進地域）」の区域設定にあたり、「新たな防火規制」を導入している東京都の規制区域の指定の考え方を参考に、建築物の延焼被害の危険性を町丁目ごとに比較できるように、平成24年10月に公表した「横浜市地震被害想定調査」から単位面積あたりの焼失棟数を「火災危険量」として算出しました。

#### ◆火災危険量

$$\text{火災危険量} = \text{町丁目の地震被害想定における焼失棟数（棟）} \div \text{町丁目面積（ha）}$$

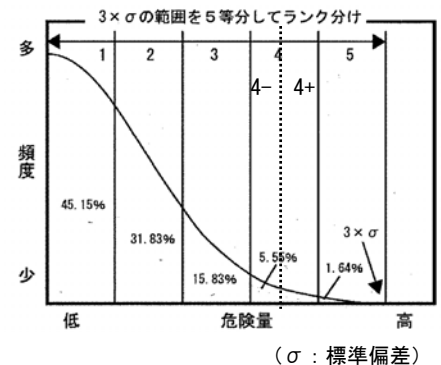
- ② ①で算出した「火災危険量」から、5段階の「火災危険度」のランクに分けました。（火災危険度が最も高いランク＝「ランク5」）

ランクを5つに分ける際、各ランクの町丁目数は、標準正規分布の右半分のうち、全町丁目が含まれる $3 \times \sigma$ （ $\sigma$ ：標準偏差）までの範囲を5等分（ランク4はさらに2等分）した各部分の存在比率（図表4内の割り当ての比率）から設定しました。

#### 【例】ランク5の町丁目数の設定

$$\text{全市の町丁目数（1,663）} \times 1.64\% \approx 27.3 \Rightarrow 27 \text{ 町丁目}$$

図表4 「火災危険度」の各ランクの存在比率  
（標準正規分布の右半分）



市内の町丁目における「火災危険度」のランクは、図表5のとおりです。

図表5 「火災危険度」のランク

ラ ン ク	1	2	3	4-※1	4+※1	5	合計
町丁目数	752	529	263	60	32	27	1,663
存在比率(%)	45.15	31.83	15.83	3.62	1.93	1.64	100
単位面積あたりの 焼失棟数（棟/ha）	0.15 未満	0.15 以上 2.83 未満	2.83 以上 17.34 未満	17.34 以上 26.37 未満	26.37 以上 33.34 未満	33.34 以上	
面 積 (ha) ※2	26,040	12,330	3,880	690	310	250	43,500
市域面積に 対する割合(%)	59.9	28.3	8.9	1.6	0.7	0.6	100.0

※1 より詳細な区域設定を行うため、ランク4の火災危険度をランク4+とランク4-に区分します。

※2 一体的な延焼範囲を勘案して重点対策地域（不燃化推進地域）の区域設定を行うため、表内の面積を単純集計しても重点対策地域（不燃化推進地域）の面積（約1,140ha）には合致しません。

## 2 「クラスター」を勘案した区域設定

- ・ 「重点対策地域（不燃化推進地域）」については、「火災危険度」のランク4以上の町丁目を中心に、地震被害想定によるクラスターの分布状況や、減災目標の達成に向けた減災効果を考慮し、以下の考え方により抽出しました。

### 【考え方1】

最も火災危険度の高い「ランク5」の町丁目が含まれるクラスター内の「ランク5、4+及び4-」の町丁目の区域

- 【神奈川A地区】 「ランク5」の旭ヶ丘、斎藤分町、二本榎、松本町1丁目  
「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目  
(六角橋二～六丁目、神大寺一丁目、平川町、中丸、栗田谷、三ツ沢下町、松本町2～4丁目)
- 【西地区】 ① 「ランク5」の伊勢町1丁目、霞ヶ丘、境之谷、西戸部町1～3丁目、西前町3丁目  
「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目  
(中央一丁目、中央二丁目、西前町2丁目、藤棚町1～2丁目、赤門町2丁目)  
② 「ランク5」の東久保町、境之谷  
「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目  
(藤棚町1～2丁目、久保町)
- 【中A地区】 ① 「ランク5」の上野町1丁目、柏葉、西竹之丸、西之谷町、本郷町3丁目、本牧町1丁目、本牧満坂、麦田町3丁目、大和町1丁目、山元町1～3丁目  
「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目  
(上野町2丁目、本郷町1～2丁目、本牧町2丁目、本牧緑ヶ丘、立野、矢口台、大和町2丁目、鷺山、竹之丸、大平町、簗沢)  
② 「ランク5」の上野町1丁目、  
「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目  
(麦田町4丁目、上野町3丁目)  
③ 「ランク5」の本牧町1丁目  
「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目  
(北方町1～2丁目、千代崎町3～4丁目、本郷町2丁目、本牧町2丁目)
- 【中B地区】 「ランク5」の赤門町1丁目、英町  
「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目  
(初音町1丁目、初音町3丁目)
- 【南A地区】 【西地区】 ②と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目  
(庚台、西中町4丁目、伏見町)
- 【南B地区】 ① 【中A地区】 ①と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の唐沢
- 【南C地区】 「ランク5」の若宮町4丁目  
「ランク5」と同一クラスター内の「ランク4+及びランク4-」の町丁目  
(若宮町1～3丁目、大岡一丁目、大岡三丁目)

### 【考え方2】

次に火災危険度の高い「ランク4+」の町丁目が複数含まれるクラスター内の「ランク4+及び4-」の町丁目の区域

- 【神奈川B地区】 「ランク4+」の白幡仲町、白幡西町、白幡向町  
「ランク4+」と同一クラスター内の「ランク4-」の町丁目  
(白幡上町、白幡東町、白幡南町)
- 【南B地区】 ②「ランク4+」の中村町2丁目、八幡町  
「ランク4+」と同一クラスター内の「ランク4-」の町丁目  
(中村町1丁目、中村町3丁目)
- 【磯子地区】 ①「ランク4+」の岡村三丁目、滝頭二丁目、中浜町、広地町  
「ランク4+」と同一クラスター内の「ランク4-」の町丁目  
(岡村一丁目、久木町)

### 【考え方3】

考え方1又は2により抽出した町丁目と同一クラスター内に存在する「ランク3」の町丁目のうち、「換算した火災危険量」※による「火災危険度」のランクが4-以上となる区域

※概ね1,500㎡以上の大規模公園や学校敷地など延焼の危険性が低い土地の面積を除いた町丁目面積により算出した火災危険量

- 【西地区】 ①伊勢町2丁目 (戸部小学校を除いた町丁目面積により算出)  
②元久保町 (久保山墓地を除いた町丁目面積により算出)
- 【中A地区】 ①大芝台 (根岸共同墓地を除いた町丁目面積により算出)
- 【南A地区】 三春台 (関東学院小・中・高を除いた町丁目面積により算出)
- 【磯子地区】 ①磯子八丁目 (北磯子住宅を除いた町丁目面積により算出)  
滝頭三丁目 (市営滝頭住宅を除いた町丁目面積により算出)

#### 【考え方4】

##### その他市街地の特性や周辺の状況により上記に準ずる区域

「火災危険度」のランクが3以下となる町丁目を含め、考え方1から3で抽出した町丁目に隣接し、現地調査やクラスターの分布状況等により、一体的に燃え広がる危険性があると判断した区域とします。

【神奈川A地区】 神大寺四丁目、西神奈川三丁目、広台太田町、三ツ沢上町、三ツ沢中町のそれぞれ一部の区域

【神奈川B地区】 浦島丘、西大口、白楽のそれぞれ一部の区域

【西地区】 ①伊勢町3丁目、老松町のそれぞれ一部の区域  
②浜松町の一部の区域

【中A地区】 ①寺久保、本牧荒井、山元町4丁目のそれぞれ一部の区域  
②麦田町2丁目～3丁目のそれぞれ一部の区域  
③上野町2丁目、千代崎町1～2丁目、本郷町1丁目、山手町のそれぞれ一部の区域

【中B地区】 初音町2丁目の一部の区域

【南A地区】 清水ヶ丘、南太田一丁目のそれぞれ一部の区域

【南B地区】 ①平楽の一部の区域  
②山谷、平楽の一部の区域

【南C地区】 大岡二丁目の一部の区域

【磯子地区】 ①滝頭一丁目、丸山二丁目、岡村二丁目のそれぞれ一部の区域  
②岡村四～六丁目のそれぞれ一部の区域（【南C地区】と同一クラスター内）

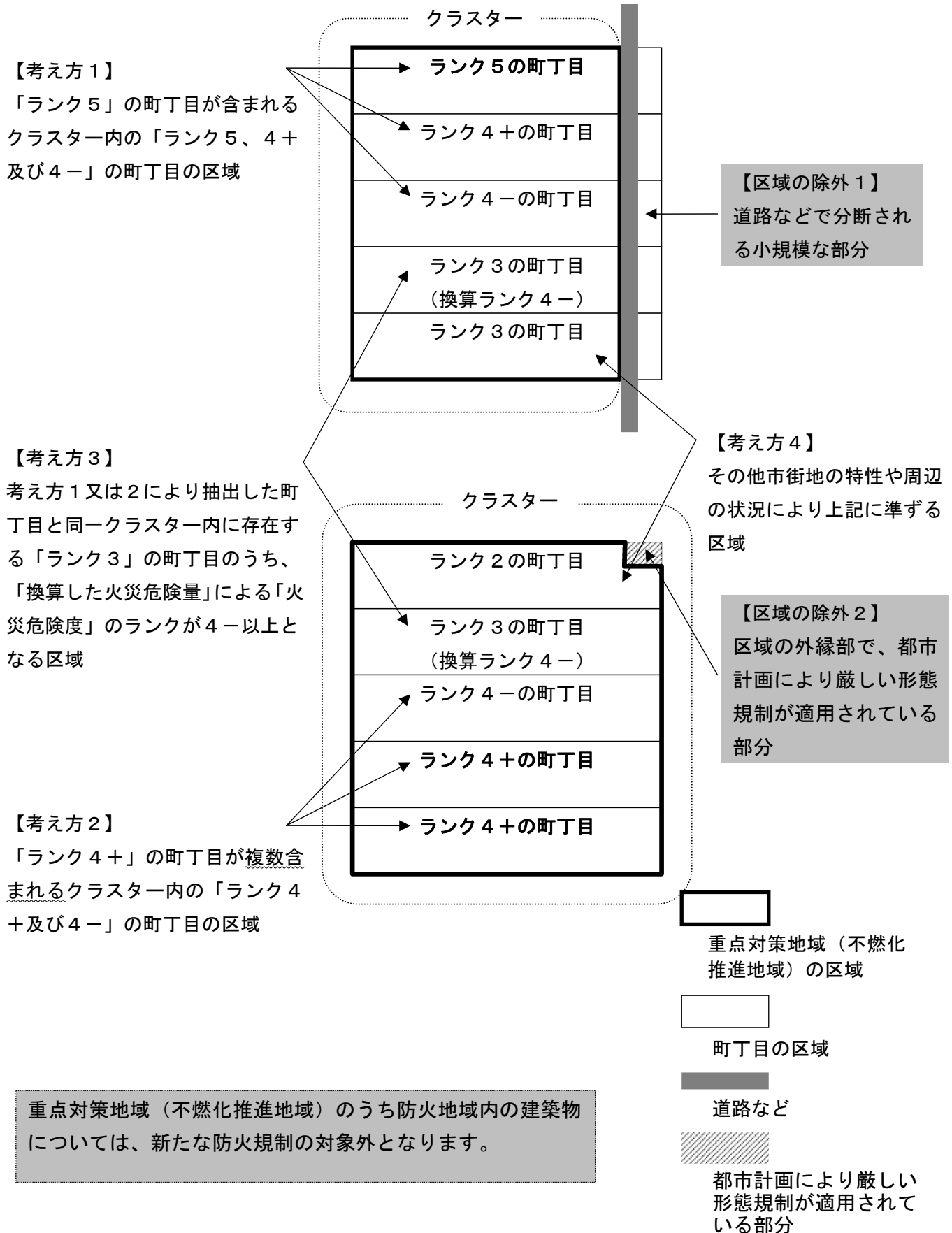
#### 【区域の除外1】道路、河川、線路敷など一定の幅をもつ地形・地物で分断される小規模な部分

考え方1から4で抽出した区域のうち、道路、河川、線路敷など一定の幅をもつ地形・地物で分断される小規模な部分は、延焼の危険性が低いため、区域から除きます。

#### 【区域の除外2】区域の外縁部で、都市計画により厳しい形態規制が適用されている部分

考え方1から4で抽出した区域の外縁部のうち、用途地域や風致地区などの都市計画により、建ぺい率（50%以下）、容積率（80%以下）、外壁の後退距離（前面道路から1m）などの厳しい形態規制が適用されている部分は、密集化の抑制が担保されているため、区域から除きます。

図表6 「重点対策地域（不燃化推進地域）」の区域設定の考え方のイメージ図



### **(3) 対策地域**

#### **ア 施策**

- ・「延焼の危険性が高い地域」として、主に地震火災対策に係る「地域防災力・消防力向上施策」を推進

#### **イ 定義**

- ・対象地域のうち、重点対策地域（不燃化推進地域）を除く地域

#### **ウ 対象**

- ・鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、泉の各区の一部（各区における該当町丁目は、図表7～17を参照）

図表7 対象地域の町丁目（鶴見区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域） を含むもの	火災危険度ランク
市場上町	—	3
市場西中町	—	3
市場東中町	—	3
潮田町1丁目	—	3
潮田町2丁目	—	3
小野町	—	2
岸谷一丁目	—	3
岸谷二丁目	—	3
岸谷三丁目	—	3
岸谷四丁目	—	3
北寺尾一丁目	—	3
北寺尾二丁目	—	3
北寺尾五丁目	—	3
北寺尾六丁目	—	3
北寺尾七丁目	—	3
汐入町1丁目	—	3
下野谷町1丁目	—	2
下野谷町2丁目	—	2
下野谷町3丁目	—	2
下野谷町4丁目	—	3
下末吉一丁目	—	3
下末吉四丁目	—	3
諏訪坂	—	2
佃野町	—	3
鶴見一丁目	—	2
鶴見二丁目	—	2
寺谷一丁目	—	3
寺谷二丁目	—	3
豊岡町	—	3
仲通1丁目	—	3
馬場一丁目	—	3
馬場二丁目	—	3
馬場三丁目	—	3
馬場四丁目	—	3
馬場五丁目	—	4-
馬場六丁目	—	4-
馬場七丁目	—	3
東寺尾三丁目	—	3
東寺尾六丁目	—	3
東寺尾北台	—	3
東寺尾中台	—	3
東寺尾東台	—	4-
本町通1丁目	—	3
本町通2丁目	—	3
本町通3丁目	—	3
向井町1丁目	—	2
向井町2丁目	—	1
<b>47町丁目</b>	<b>0町丁目</b>	

図表 8 対象地域の町丁目（神奈川区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域） を含むもの	火災危険度ランク
旭ヶ丘	○	5
入江二丁目	—	3
浦島丘	○	3
浦島町	—	2
大口通	—	3
大口仲町	—	3
神之木台	—	3
神大寺一丁目	○	4+
神大寺四丁目	○	3
栗田谷	○	4-
子安通1丁目	—	2
斎藤分町	○	5
白幡上町	○	4-
白幡町	—	3
白幡仲町	○	4+
白幡西町	○	4+
白幡東町	○	4-
白幡南町	○	4-
白幡向町	○	4+
立町	—	3
中丸	○	4-
七島町	—	4-
西大口	○	3
西神奈川二丁目	—	3
西神奈川三丁目	○	3
二本榎	○	5
白楽	○	3
平川町	○	4-
広台太田町	○	3
松本町1丁目	○	5
松本町2丁目	○	4+
松本町3丁目	○	4-
松本町4丁目	○	4-
松本町5丁目	—	3
三ツ沢上町	○	3
三ツ沢下町	○	4-
三ツ沢中町	○	3
六角橋一丁目	—	3
六角橋二丁目	○	4+
六角橋三丁目	○	4+
六角橋四丁目	○	4-
六角橋五丁目	○	4+
六角橋六丁目	○	4-
<b>43 町丁目</b>	<b>31 町丁目</b>	



図表9 対象地域の町丁目（西区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域） を含むもの	火災危険度ランク
赤門町2丁目	○	4-
東ヶ丘	-	3
伊勢町1丁目	○	5
伊勢町2丁目	○	3
伊勢町3丁目	○	3
老松町	○	3
霞ヶ丘	○	5
久保町	○	4+
御所山町	-	3
境之谷	○	5
浅間台	-	3
浅間町2丁目	-	3
浅間町3丁目	-	4-
浅間町4丁目	-	3
浅間町5丁目	-	4-
中央一丁目	○	4-
中央二丁目	○	4+
戸部本町	-	3
西戸部町1丁目	○	5
西戸部町2丁目	○	5
西戸部町3丁目	○	5
西前町2丁目	○	4-
西前町3丁目	○	5
浜松町	○	3
東久保町	○	5
藤棚町1丁目	○	4+
藤棚町2丁目	○	4-
元久保町	○	3
<b>28 町丁目</b>	<b>20 町丁目</b>	

図表 10 対象地域の町丁目（中区）

町丁目	重点対策地域(不燃化推進地域)を含むもの	火災危険度 ランク
赤門町1丁目	○	5
池袋	—	3
石川町1丁目	—	3
石川町2丁目	—	3
石川町3丁目	—	3
石川町4丁目	—	4-
石川町5丁目	—	3
上野町1丁目	○	5
上野町2丁目	○	4+
上野町3丁目	○	4-
上野町4丁目	—	3
打越	—	3
大芝台	○	3
大平町	○	4+
柏葉	○	5
北方町1丁目	○	4+
北方町2丁目	○	4+
鷺山	○	4+
諏訪町	—	2
滝之上	—	3
竹之丸	○	4+
立野	○	4+
千代崎町1丁目	○	4-
千代崎町2丁目	○	4-
千代崎町3丁目	○	4+
千代崎町4丁目	○	4+
寺久保	○	3
仲尾台	—	3
西竹之丸	○	5
西之谷町	○	5
初音町1丁目	○	4+
初音町2丁目	○	3
初音町3丁目	○	4-
英町	○	5
日ノ出町2丁目	—	2

町丁目	重点対策地域(不燃化推進地域)を含むもの	火災危険度 ランク
本郷町1丁目	○	4-
本郷町2丁目	○	4-
本郷町3丁目	○	5
本牧荒井	○	3
本牧大里町	—	3
本牧三之谷	—	3
本牧町1丁目	○	5
本牧町2丁目	○	4+
本牧原	—	3
本牧満坂	○	5
本牧緑ヶ丘	○	4+
本牧元町	—	3
豆口台	—	4-
箕沢	○	4-
妙香寺台	—	3
麦田町1丁目	—	3
麦田町2丁目	○	3
麦田町3丁目	○	5
麦田町4丁目	○	4+
元町1丁目	—	2
元町2丁目	—	2
元町3丁目	—	1
元町4丁目	—	2
元町5丁目	—	2
矢口台	○	4-
山下町	—	2
山手町	○	2
大和町1丁目	○	5
大和町2丁目	○	4+
山元町1丁目	○	5
山元町2丁目	○	5
山元町3丁目	○	5
山元町4丁目	○	3
<b>68 町丁目</b>	<b>43 町丁目</b>	

図表 11 対象地域の町丁目（南区）

町丁目	重点対策地域(不燃化推進地域)を含むもの	火災危険度ランク
井土ヶ谷上町	—	3
浦舟町1丁目	—	3
永楽町1丁目	—	3
榎町1丁目	—	4-
榎町2丁目	—	4-
大岡一丁目	○	4-
大岡二丁目	○	3
大岡三丁目	○	4-
大岡四丁目	—	2
大岡五丁目	—	3
庚台	○	4-
唐沢	○	4-
共進町1丁目	—	3
共進町2丁目	—	4+
共進町3丁目	—	4-
山谷	○	3
清水ヶ丘	○	3
白妙町1丁目	—	4-
白妙町2丁目	—	3
高根町1丁目	—	4-
通町4丁目	—	3
中里一丁目	—	3
中里二丁目	—	3
中里三丁目	—	3
中里四丁目	—	4-
永田北一丁目	—	2
永田北二丁目	—	3
永田北三丁目	—	3
永田山王台	—	4-
永田東一丁目	—	3
永田東二丁目	—	3
永田南一丁目	—	3

町丁目	重点対策地域(不燃化推進地域)を含むもの	火災危険度ランク
永田南二丁目	—	3
中村町1丁目	○	4-
中村町2丁目	○	4+
中村町3丁目	○	4-
西中町4丁目	○	4-
八幡町	○	4+
東蒔田町	—	4-
伏見町	○	4-
平楽	○	3
別所二丁目	—	4-
別所三丁目	—	3
別所四丁目	—	3
別所五丁目	—	3
別所中里台	—	3
堀ノ内町1丁目	—	3
堀ノ内町2丁目	—	4-
蒔田町	—	3
真金町1丁目	—	3
真金町2丁目	—	3
南太田一丁目	○	3
三春台	○	3
宮元町3丁目	—	3
六ツ川一丁目	—	3
六ツ川二丁目	—	3
睦町1丁目	—	3
睦町2丁目	—	3
若宮町1丁目	○	4-
若宮町2丁目	○	4+
若宮町3丁目	○	4-
若宮町4丁目	○	5
<b>62 町丁目</b>	<b>20 町丁目</b>	

図表 12 対象地域の町丁目（保土ヶ谷区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
岩崎町	—	3
岡沢町	—	3
霞台	—	3
帷子町1丁目	—	3
帷子町2丁目	—	3
鎌谷町	—	3
神戸町	—	2
桜ヶ丘一丁目	—	3
桜ヶ丘二丁目	—	3
月見台	—	3
初音ヶ丘	—	3
星川一丁目	—	3
峰岡町1丁目	—	3
峰岡町2丁目	—	3
峰岡町3丁目	—	3
宮田町1丁目	—	3
宮田町2丁目	—	3
宮田町3丁目	—	3
和田二丁目	—	2
<b>19 町丁目</b>	<b>0 町丁目</b>	

図表 13 対象地域の町丁目（磯子区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
磯子一丁目	—	1
磯子二丁目	—	2
磯子八丁目	○	3
岡村一丁目	○	4-
岡村二丁目	○	3
岡村三丁目	○	4+
岡村四丁目	○	3
岡村五丁目	○	3
岡村六丁目	○	3
岡村七丁目	—	2
滝頭一丁目	○	3
滝頭二丁目	○	4+
滝頭三丁目	○	3
中浜町	○	4+
久木町	○	4-
広地町	○	4+
丸山一丁目	—	3
丸山二丁目	○	3
<b>18 町丁目</b>	<b>14 町丁目</b>	

図表 14 対象地域の町丁目（金沢区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
金沢町	—	3
洲崎町	—	3
泥亀二丁目	—	1
寺前一丁目	—	3
寺前二丁目	—	3
西柴三丁目	—	3
平瀧町	—	3
町屋町	—	3
谷津町	—	3
<b>9町丁目</b>	<b>0町丁目</b>	

図表 15 対象地域の町丁目（港北区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
菊名一丁目	—	3
篠原台町	—	4-
篠原町	—	3
篠原西町	—	4-
篠原東一丁目	—	4-
篠原東二丁目	—	4-
篠原東三丁目	—	3
新吉田東五丁目	—	3
新吉田東六丁目	—	3
高田東一丁目	—	3
高田東四丁目	—	3
綱島西五丁目	—	3
仲手原二丁目	—	4-
錦が丘	—	3
日吉本町四丁目	—	2
富士塚一丁目	—	4-
富士塚二丁目	—	4-
<b>17町丁目</b>	<b>0町丁目</b>	

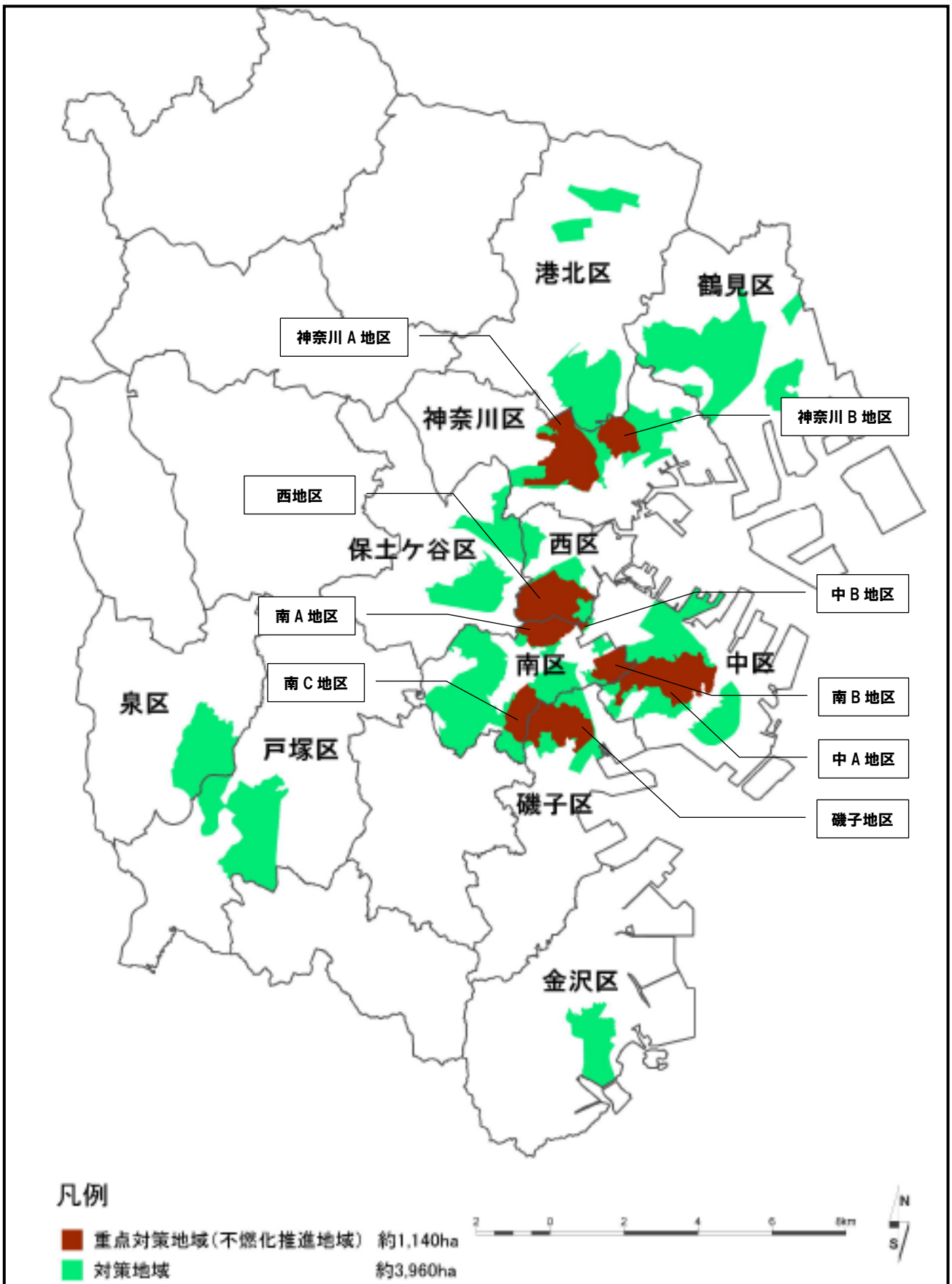
図表 16 対象地域の町丁目（戸塚区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
汲沢一丁目	—	3
汲沢三丁目	—	3
汲沢四丁目	—	3
汲沢五丁目	—	3
汲沢六丁目	—	3
汲沢七丁目	—	3
汲沢八丁目	—	3
戸塚町	—	2
<b>8 町丁目</b>	<b>0 町丁目</b>	

図表 17 対象地域の町丁目（泉区）

町丁目	重点対策地域（不燃化推進地域）を含むもの	火災危険度ランク
白百合一丁目	—	3
白百合二丁目	—	3
白百合三丁目	—	3
中田北二丁目	—	3
中田北三丁目	—	3
中田西二丁目	—	3
中田西三丁目	—	3
中田西四丁目	—	3
中田東一丁目	—	3
中田東二丁目	—	3
中田東三丁目	—	3
中田東四丁目	—	3
中田南一丁目	—	3
中田南二丁目	—	3
中田南三丁目	—	3
中田南四丁目	—	3
中田南五丁目	—	3
<b>17 町丁目</b>	<b>0 町丁目</b>	

図表 18 重点対策地域（不燃化推進地域）と対策地域の区域図



### Ⅲ 具体的な施策

#### 1 地震火災対策に係る「地域防災力・消防力向上施策」

- ・全市域で「町の防災組織」への活動支援等による市民及び地域の防災力や、公設消防力の向上を図ります。
- ・そのうえで、重点対策地域（不燃化推進地域）及び対策地域においては、特に出火率の低減や初期消火力の強化につながる取組を実施します。
- ・「地域防災力・消防力向上施策」は、都市計画道路の整備などの「防災まちづくり施策」と比べ、効果の発現性が早いことから、地震防災戦略の目標期間の前半期から集中的に施策展開していきます。

#### (1) 出火率の低減【総務局】

##### ア 感震ブレーカーの設置推進

- ・大規模地震時に電熱器具等からの出火、又は電気復旧時に断線した電気コード等からの出火を防ぐため、大規模地震の発生時に自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー」の設置の推進を図ることで、出火率の低減を図ります。

##### イ 家具転倒防止器具の設置推進

- ・火気器具や電気機器を載せた家具、又は火気器具等周辺の家具の倒れこみを防止し、火気器具や電気機器による出火を防止することで、出火率の低減を図ります。

#### (2) 初期消火力の向上【消防局】

- ・地域における初期消火力の向上を図るため、早期に地域住民が共助により初期消火を実施できるようスタンドパイプ式初期消火器具等の設置補助を行います。
- ・重点対策地域（不燃化推進地域）又は対策地域を管轄する消防署により、初期消火器具等の設置普及や防災訓練指導など、地域防災力のより一層の向上を図ります。

図表 19 初期消火器具の概要

種類	消火活動可能範囲	今後の方向性
スタンドパイプ式 初期消火器具	スタンドパイプ式初期消火器具の移動可能な範囲内にある消火栓からホース延長範囲内	初期消火箱よりも操作性・機動性が高いため、積極的に普及を推進
初期消火箱	消火箱に近接する消火栓からホース延長範囲内	地域の実情に合わせて普及



### **(3) 公設消防力の充実・強化【消防局】**

- ・住宅密集地など道が狭く消防車両の進入が困難な地域への消火力の向上を図るため、狭あい道路に進入し消火活動が可能なミニ消防車を配備します。
- ・多様な消防水利を確保する観点から、火災現場まで海や河川などから大量送水できる大口径ホース及び延長資機材を配備します。
- ・水位が低い河川などからも取水できる低水位ストレーナーを配備します。
- ・河川等による消防水利の拡充を図ります。
- ・消防力向上のため、消防団の消火用資機材の整備強化を進めます。

## 2 防災まちづくり施策

- ・重点対策地域（不燃化推進地域）において、規制誘導手法の導入等、従来よりも踏み込んだ対策を進めます。
- ・対象地域において、延焼遮断帯の早期形成の観点等から、地震防災戦略の目標年次（平成 34 年度）までの間で、整備及び沿道不燃化を推進する都市計画道路を「地震火災対策重点路線」として位置づけます。

### （１）「地震火災対策重点路線」の整備【道路局・都市整備局・建築局】

- ・地震被害想定による延焼範囲を分断する都市計画道路を整備するとともに、その沿道と既設の都市計画道路の沿道の建築物について、防火性能の高い「準耐火建築物」\*以上とする「新たな防火規制」の導入と除却・不燃化建築補助との連動により、建築物の不燃化の促進を図り、延焼遮断帯を形成することで、大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。
- ・なお、今後の事業の進め方は、予算状況や地域実状等を踏まえ、対応します。
- ・また、沿道の新たな防火規制を導入する区域は、現地調査等を行い必要性について検証したうえで確定します。

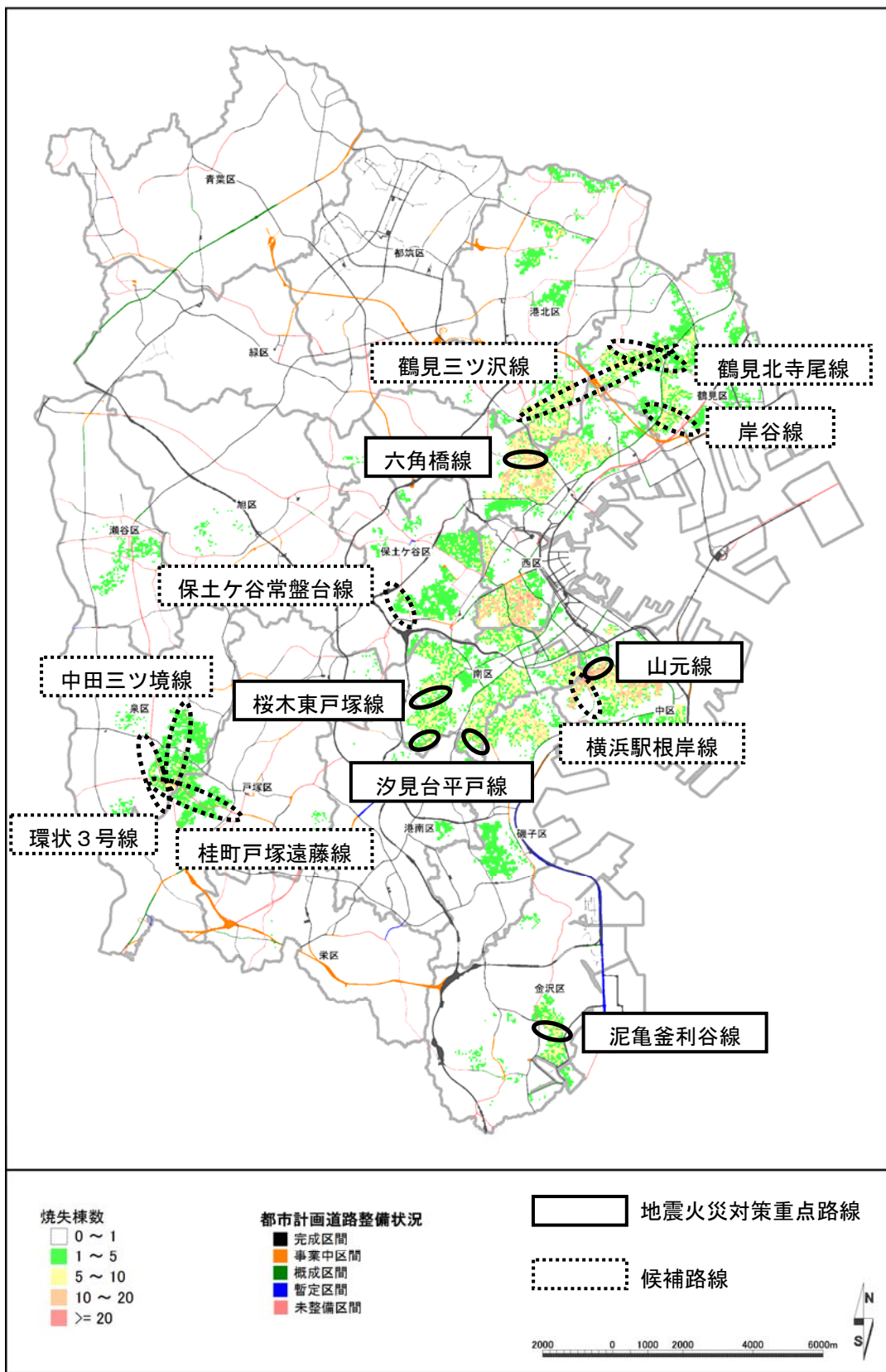
※ 準耐火建築物：柱や梁などの建築物の重要な部分を不燃化材で覆い、主要部材が一定時間以上火に耐えられる構造にしたもの

### <地震火災対策重点路線>

- (ア) 整備及び沿道不燃化：六角橋線（神奈川区）、汐見台平戸線（南区）、  
泥亀釜利谷線（金沢区）
- (イ) 沿道不燃化のみ：山元線（中区）、桜木東戸塚線（南区）

- ・（ア）、（イ）以外の「地震火災対策重点路線」については、事業化に向けた検討状況を踏まえ、地震火災対策を着実に推進するために、平成 26 年度に設置する「地震火災対策推進プロジェクト」において、適宜追加することができることとします。
- ・なお、「地震火災対策重点路線」の候補路線は、図表 20 及び 21 に示す路線を想定しています。

図表 20 地震火災対策重点路線及び候補路線



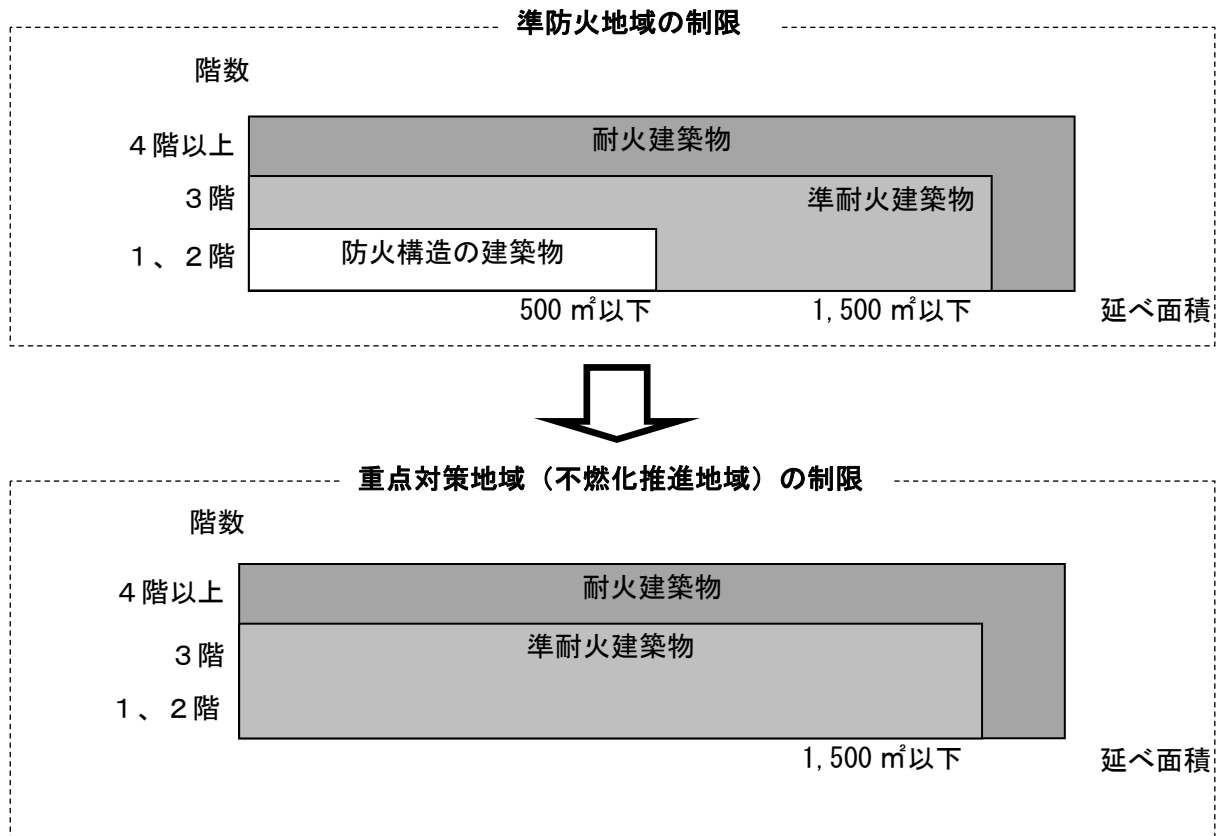
図表 21 地震火災対策重点路線及び候補路線

区	名 称		代表幅員 (m)	地震火災対策 重点路線	候補路線
	番 号	路線名			
鶴 見	3・4・23	鶴見三ツ沢線	18	-	○
	3・4・24	鶴見北寺尾線	18	-	○
	3・4・27	岸谷線	18	-	○
神奈川	3・5・8	六角橋線	15	○	-
中	3・3・4	横浜駅根岸線	25	-	○
	3・6・1	山元線	11	○	-
南	3・4・1	桜木東戸塚線	18	○	-
	3・5・2	汐見台平戸線	15	○	-
保土ヶ谷	3・4・11	保土ヶ谷常盤台線	18	-	○
金 沢	3・5・3	泥亀釜利谷線	15	○	-
港 北	3・4・23	鶴見三ツ沢線	18	-	○
戸 塚	3・3・16	桂町戸塚遠藤線	22	-	○
泉	3・3・11	環状3号線	22	-	○
	3・3・16	桂町戸塚遠藤線	22	-	○
	3・6・3	中田三ツ境線	11	-	○

**(2) 建築物の不燃化（面的対策）【都市整備局・建築局】**

- ・防火地域を除く重点対策地域（不燃化推進地域）において、建築物を「準耐火建築物」以上とする「新たな防火規制」の導入と建築物の除却・不燃化建築補助との連動により、面的に建築物の不燃化の促進を図り、地域全体の延焼速度を遅らせることで、大規模地震時における延焼被害の軽減を図ります。

**図表 22 「新たな防火規制」のイメージ**



重点対策地域（不燃化推進地域）内で建築物の新築や建替えを行う場合は、原則、防火性能の高い「準耐火建築物」又は「耐火建築物」となり、面的な建築物の不燃化が促進されます。

**(3) 狭あい道路拡幅整備【建築局・都市整備局】**

- ・消防活動の円滑化や避難の迅速化等を図るため、「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」に基づき、延焼の危険性が高い地域を中心に整備促進路線を追加するとともに、建替え等に伴う道路後退部分の舗装工事や交差点間を一体的に拡幅する路線型整備により、狭あい道路の整備の促進を図ります。
- ・整備にあたっては、道路側溝の移設により道路の有効幅員を確保し、避難・消火活動の円滑化を図ります。

**(4) 小広場等・防火水槽の整備【都市整備局・環境創造局・消防局】**

- ・いっとき避難場所や防災備蓄庫置場となる小広場・公園や防火水槽の整備により、避難・消火活動の円滑化を図ります。また、重点対策地域（不燃化推進地域）及び対策地域内の防火水槽の耐震補強を進めます。

(5) 耐震診断・改修補助【建築局】

・昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅・マンションや緊急交通路沿道等の特定建築物については、耐震診断への支援や耐震改修費の補助等により、建築物の耐震化を推進し、地震時の出火や道路閉塞等を防止します。

図表 23 主要な施策と対象地域の関係

地域区分		地域防災力・ 消防力向上施策		防災まちづくり施策							
		(スタン ドパイ プ式等) ※3	感震 ブレイ カー 設置補 助	延焼遮断帯 の形成		建築物 の不燃化 (面的対策)		狭あい道路拡幅、小広場等、 防火水槽の整備等			
				沿道建築物の不燃化 ※5	沿道建築物の不燃化 ※5	沿道建築物の不燃化 ※5	沿道建築物の不燃化 ※5	沿道建築物の不燃化 ※5	沿道建築物の不燃化 ※5	沿道建築物の不燃化 ※5	沿道建築物の不燃化 ※5
対象 地域	重点対策地域 (不燃化推進地域)	○	○			○	○	○	○	○	○
	対策地域 防災まち づくり 計画策定 地区等 ※1	○	○	○		—	○	○	○	○	○
	上記以外	○	○			—	—	△	△	△	○
その他の地域 ※2		△	—	—		—	—	△	△	△	○

※1 地域住民によるまちづくり協議会が防災まちづくり計画を策定した地区等

※2 その他の地域＝全市域－対象地域（重点対策地域（不燃化推進地域）＋対策地域）

※3 市域全体を対象とするが、重点対策地域（不燃化推進地域）及び対策地域を優先して実施

※4 市域全体を対象とするが、重点対策地域（不燃化推進地域）及び対策地域（防災まちづくり計画策定地区等）を優先して実施

※5 道路の線形等により、一部対象地域外となる部分を含みます。

## IV 地震火災対策の更なる推進方策の検討

- ・ IIIの具体的な施策を着実に推進するとともに、「地震火災対策推進プロジェクト」が中心となり、地震火災対策の更なる推進に向けた方策の導入に向けた取組を進めます。

### 1 防災上課題のある空家の除却、跡地の活用

- ・ 防災上課題のある空家の除却や、空地の共同化によりまちづくりの種地を確保するなど、その跡地の活用を円滑に進める制度や体制について、他都市の事例を踏まえ、検討します。

図表 24 神戸市「まちなか防災空地整備事業」の事例



(出典：神戸市ホームページ)

### 2 耐震改修補助制度と連動した建築物の防火性能の向上

- ・ 老朽建築物の耐震性能と防火性能を同時に向上させる改修工事を促進するため、耐震改修補助制度と連動して建築物の防火性能を向上させる制度を検討します。

### 3 専門家派遣による除却・不燃化建替の促進

- ・ 老朽建築物の除却や不燃化建替に伴う権利関係の調整などを支援する専門家の派遣の拡充策として、地域まちづくり支援制度によるまちづくりコーディネーターに加え、弁護士、税理士、不動産鑑定士、ファイナンシャルプランナー、司法書士、行政書士等の専門家派遣の導入を検討します。

### 4 「建替困難地域」の建替の誘導

- ・ 建築基準法の道路への未接道敷地や、接道敷地でも狭小のためセットバックが難しい敷地が集中する「建替困難地域」において、建築基準法等の規制誘導手法の導入と補助制度との連動等により、建替を誘導する制度を検討します。

## 5 固定資産税、都市計画税の税制優遇による不燃化建替の促進

- ・重点対策地域（不燃化推進地域）内で不燃化建替を行った建築物について、固定資産税、都市計画税の税制優遇等の導入による不燃化建替促進を検討します。

## 6 「町の防災組織」等による「防災まちづくり事業」の促進

- ・地域の共助の取組の充実を図るために、防災まちづくり計画の策定に向けた取組を進めている「町の防災組織」等による避難通路の整備、避難通路沿道の危険なブロック塀の撤去、防災広場の整備、防災備蓄庫等の防災施設の整備等の「防災まちづくり事業」への補助制度を検討します。

## 7 新たな消防水利等の促進

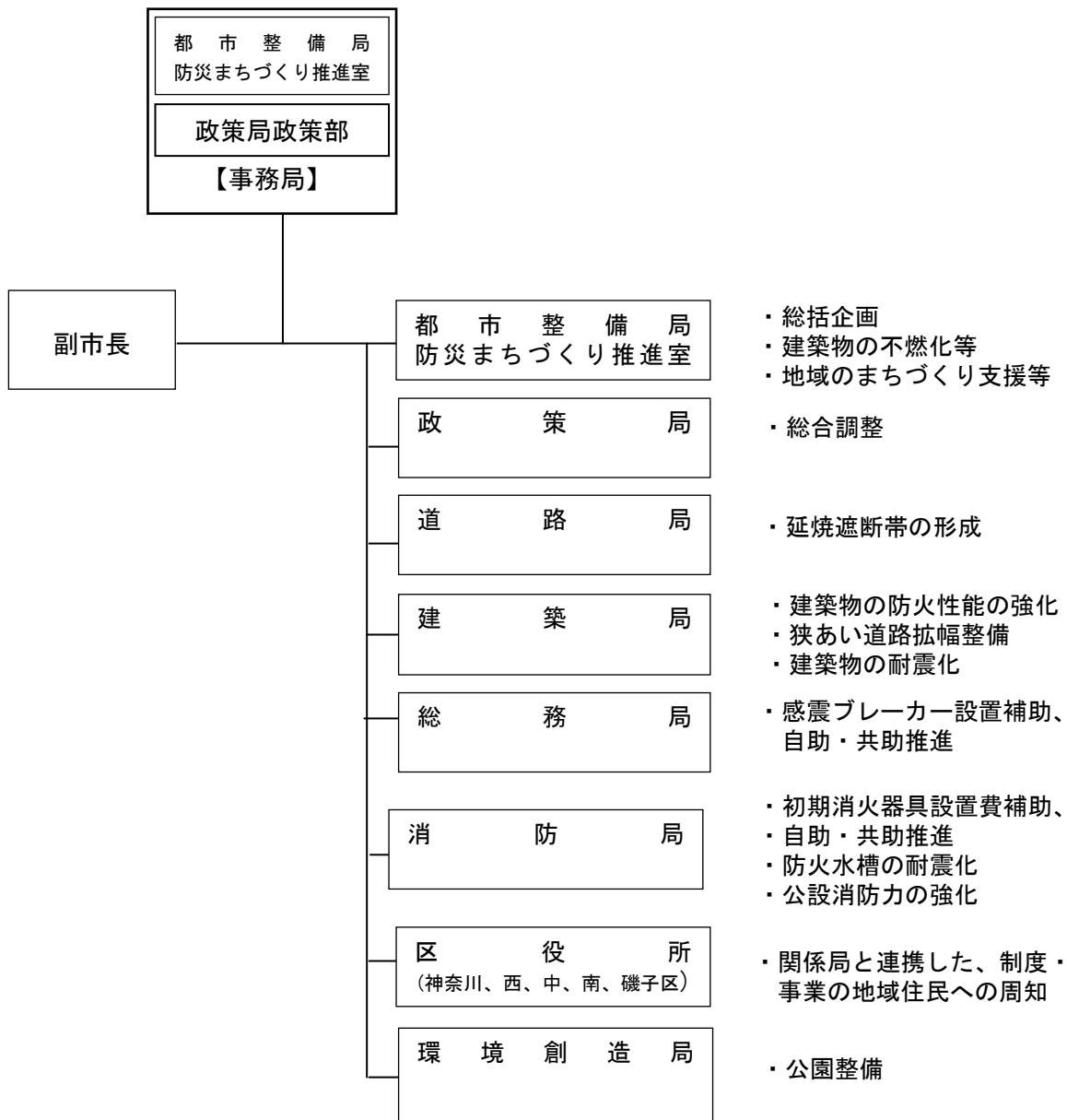
- ・消火栓以外の水源を利用できる「軽可搬ポンプ」等の「新たな消防水利」の促進を図るなど、地域防災力の向上に寄与する新たな施策を検討します。



## V 推進体制

- 関係区局による地震火災対策を横断的かつ継続的に進める必要があるため、平成 26 年度から地震防災戦略の目標年次となる平成 34 年度までの間、都市整備局防災まちづくり推進室(平成 26 年度新設)が中心となり、副市長をトップとするプロジェクト体制(地震火災対策推進プロジェクト)により、関係区局が包括的に対策を進めます。

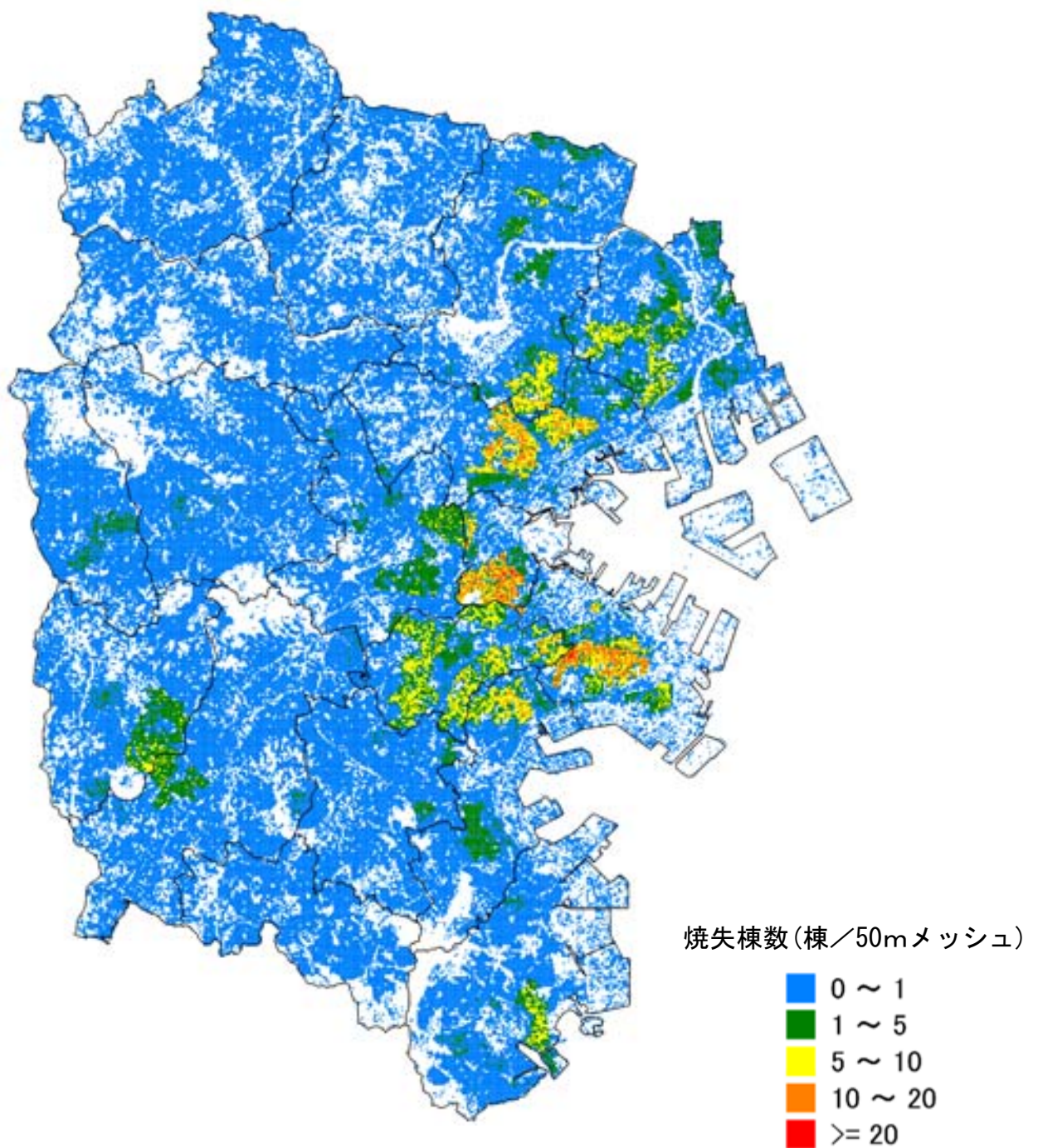
図表 25 地震火災対策推進プロジェクトのイメージ



## 参考資料

### 1 横浜市地震被害想定

(1) 元禄型関東地震による焼失棟数：冬18時、風速6m/s



(2) 前回の被害想定との比較

種別	被害項目	被害単位	元禄型 関東地震	平成 16 南関東地震 (大正型関東地震)
建物	損壊	全壊数計 (棟)	34,669	71,814
		半壊数計 (棟)	113,719	47,761
		合計 (棟) ※ 1	148,388	119,575
地震火災 (冬 18 時)	出火	炎上出火件数 (件)	370	177
	延焼	焼失棟数 (棟)	77,700	6,903
人	揺れ	死者 (人)	1,695	3,440
		負傷者 (人)	19,913	24,626
		重傷者 (人)	2,438	1,766
	急傾斜崩壊	死者 (人)	7	125
		負傷者 (人)	9	62
		重傷者 (人)	5	62
	火災延焼	死者 (人)	1,548	88
		負傷者 (人)	1,778	32
		重傷者 (人)	499	9
	津波浸水	死者 (人)	13	0
	合計※ 2	死者 (人)	3,260	3,653
		負傷者 (人)	21,700	24,720
		重傷者 (人)	2,940	1,837
避難者		避難者(1 日後、人)	577,000	508,294
		避難者(28 日後、人) 下段は避難所生活者	335,000 (218,000)	321,394
帰宅困難者		人 (平日正午)	455,000	439,372

2 横浜市地震防災戦略の減災目標

	被害想定	減災目標 (割合)	減災目標(内訳)		
			火災による 被害の軽減	建物倒壊等に よる被害防止	市民及び地域の 防災力向上等
全壊焼失 建物棟数	112,000 棟	56,000 棟減 (△50%)	43,700 棟減	7,500 棟減	4,800 棟減
死者数	3,260 人	1,630 人 減 (△50%)	900 人減	370 人減	360 人減
避難者数	577,000 人	230,800 人減 (△40%)	76,700 人減	35,700 人減	118,400 人減

### 3 クラスターの考え方

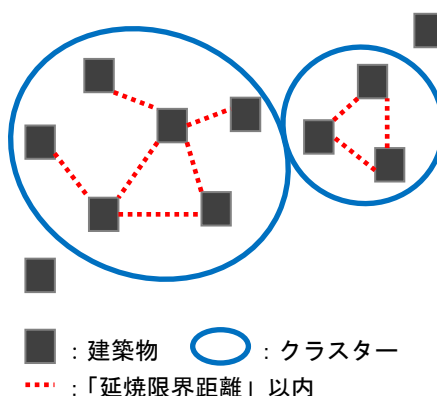
- ・「クラスター」とは、同じクラスター内の建築物のどこかで出火し、放置すれば最終的に燃え尽きる可能性のある建築物群をさします。
- ・建築物同士の距離が、建築物の構造や建築面積によって決まる「延焼限界距離」よりも短ければ、それらの建築物は、同じ「クラスター」に属するものと考えます。
- ・風速 6 m/s で大規模地震等により複数箇所で火災が発生した場合の「延焼限界距離」は、下表のとおりです。防火性能の低い裸木造の建築物ほど、「延焼限界距離」が長くなります。

建築物の構造	延焼限界距離
裸木造（木材が外部に露出したもの）同士	16m（建築面積 50 m <sup>2</sup> ）～20m（建築面積 150 m <sup>2</sup> ）程度
防火構造同士	10m（建築面積 50 m <sup>2</sup> ）～11m（建築面積 150 m <sup>2</sup> ）程度
準耐火構造同士	8 m程度（準耐火構造の場合、面積の影響は小さい。）

※異なる構造同士の延焼限界距離は、両者の延焼限界距離の平均値とすることができる。

- ・したがって、裸木造の建築物が密集する地域では、建築物同士の距離が、「延焼限界距離」よりも短い場合が多いことから、「クラスター」に属する建築物の数（「クラスター」の規模）が大きくなります。

#### 「クラスター」のイメージ



- ・横浜市地震被害想定における 50mメッシュあたりの焼失棟数は、以下の計算式で算出しました。このうち、建築物の焼失確率は、建築物の属する「クラスター」の規模が大きいほど、高くなります。

$$\boxed{\begin{array}{c} 50\text{mメッシュ} \\ \text{あたりの焼失棟数} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} 50\text{mメッシュ内の} \\ \text{建築物の棟数} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{建築物の} \\ \text{焼失確率} \end{array}}$$

- ・したがって、50mメッシュあたりの焼失棟数を減少させるためには、
  - ①「延焼限界距離」を超える幅員の都市計画道路を整備することで、「クラスター」の規模を小さくすること
  - ②「クラスター」内の建築物の構造を、防火性能の高い準耐火造（準耐火建築物）とすることで、「延焼限界距離」を短くし、「クラスター」の規模を小さくすることが有効となります。

#### 4 更新履歴

更新年月日	更新内容
平成 26 年 12 月 26 日	「重点対策地域（不燃化推進地域）」の区域設定に関連する「対象地域」内の各町丁目の「火災危険度」のランクの追記などを行いました。
平成 27 年 2 月 25 日	「重点対策地域（不燃化推進地域）」が確定したことから、その内容の反映などを行いました。
平成 27 年 3 月 31 日	泥亀釜利谷線(金沢区)を候補路線から、地震火災対策重点路線に変更しました。